



金 沢 市 公 報

号外第7号の7

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
規 則	
金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (広報広聴課)	1
市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	1
金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (")	2
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	2
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 (")	2

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (")	3
金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (")	3
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	4
金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (")	5
金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則 (")	6

規 則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則 (平成3年規則第44号) の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「フレキシブルディスク」を「フレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスク」に改める。

別表中	フレキシブルディスクに複製したもの	フレキシブルディスク1枚につき50円	を
-----	-------------------	--------------------	---

フレキシブルディスクカートリッジに複製したもの	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき50円	に改め、同
光ディスクに複製したもの	光ディスク1枚につき100円	

表の備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 行政情報又は保有個人情報をフレキシブルディスクカートリッジに複製する場合は日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものを、光ディスクに複製する場合は日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものを用いるものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則
市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成8年規則第40号）の一部を次のように改正する。
本則中「須野原 雄」を「丸口 邦雄」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「防災管理監」を「危機管理監」に、「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第15号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成6年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。
- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第5条第5項の規定により標準号給数（同条第6項に規定する市長が定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）第19条の5第1号に掲げる職員のうち同号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が市長の定めるところにより定める勤務成績が良好な職員であるものとする。
 - (2) 一般の派遣職員に、職員の給与に関する条例附則第9項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(改正条例附則第2項の規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年条例第5号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に市長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。
(給与の額の計算)
- 3 前項の規定に該当した職員の給与は、市長が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして改正後の第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人金沢芸術創造財団」を「公益財団法人金沢芸術創造財団」に、「財団法人金沢文化振興財団」を「公益財団法人金沢文化振興財団」に、「財団法人金沢子ども科学財団」を「公益財団法人金沢子ども科学財団」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

「 税務課 」	を	「 税務課 収納推進室 」	に、									
「 防災管理課 」	を	「 危機管理課 」	に、									
「 市民スポーツ課 」	を	「 市民スポーツ課 シティフルマラソン開催準備室 」	に、									
「 こども福祉課 」		<table border="1"> <tr> <td>運動着（上）</td> <td>2</td> <td rowspan="4">城北児童会館に限る。</td> </tr> <tr> <td>運動着（下）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>運動シャツ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ズック</td> <td>1</td> </tr> </table>	運動着（上）	2	城北児童会館に限る。	運動着（下）	4	運動シャツ	4	ズック	1	を
運動着（上）	2	城北児童会館に限る。										
運動着（下）	4											
運動シャツ	4											
ズック	1											
「 城北児童会館 」		<table border="1"> <tr> <td>運動着（上）</td> <td>2</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>運動着（下）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>運動シャツ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ズック</td> <td>1</td> </tr> </table>	運動着（上）	2		運動着（下）	4	運動シャツ	4	ズック	1	に、
運動着（上）	2											
運動着（下）	4											
運動シャツ	4											
ズック	1											
「 こども総合相談センター 」	を	「 児童相談所 」	に、									
「 玉川図書館 泉野図書館 玉川子ども図書館 」	を	「 玉川図書館 泉野図書館 玉川子ども図書館 金沢海みらい図書館 」	に改める。									

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改める。

第2条の3第3項中「条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「第1項に規定する職を占める職員で、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受けるもの（再任用職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改める。

第7条の2第5項を削り、同条第6項中「週休日」を「服務等条例第3条第1項に規定する週休日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第8条第3項中「(ただし書を除く。)」を削る。

第12条中「期間中は正規の勤務時間」の次に「(条例第3条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)」を加える。

第19条の5第1号中「100分の130」を「100分の135」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の65」に改める。

第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

第21条の5第1号中「及び第3号」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。
別表第2市長の事務部局の項及び教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 市長公室長 卸売市場長 危機管理監 保健所長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長 その他の担当局長	1種
	部長（農林部長、健康推進部長及び土木部長を除く。） 東京事務所長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 市立病院中央診療部副部長 会計課長 その他の担当部長	2種
	課長（会計課長を除く。） 調査統計室長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 農業センター所長 生活衛生室長 近江町交流プラザ館長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 駅周辺整備室長 設計技術管理室長 違反建築対策室長 道路等管理事務所長 市立病院事務局次長	3種
	東京事務所次長 新幹線開業対策室長 用水・惣構堀保全室長 町家保全活用室長 検査員室長 収納推進室長 まちなかビジネス振興室長 市民ブレイン連携室長 女性相談支援室長 市民センター所長 シティフルマラソン開催準備室長 中村町保育所長 食品安全対策室長 温暖化対策室長 戸室新保埋立場長 埋立場建設事務所長 クリーンセンター所長 まちなか住宅再生室長 建物安全対策室長 無電柱化推進室長 がけ地対策室長 生活道路室長 市立病院事務局医事室長 市立病院中央診療部薬剤室長 市立病院中央診療部臨床検査室副室長 市立病院中央診療部放射線室副室長 市立病院看護部担当部長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種
教育委員会の事務部局	市立工業高等学校長	1種
	教育次長 部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長 泉野図書館副館長 玉川こども図書館副館長 研修相談センター所長	3種
	市立工業高等学校副校長	4種
	市立工業高等学校教頭 主席指導主事 主席管理主事 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2の2医療職給料表⁽³⁾の表の7級の項を次のように改める。

7級	3種	66,300円
	5種	55,200円

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（昭和25年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則(昭和30年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「より現実に職務に従事することを要しない期間」の次に「又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年条例第2号)第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第14条に次の1号を加える。

(9) 自己啓発等休業職員(自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第17条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第18条第2号中「まで」の次に「及び第9号」を加える。

第19条の3第2項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業職員として在職した期間

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号及び第11条の4第2項中「育児休業をし」の次に「、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第8条」を「、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第8条又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年条例第2号)第10条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄